

労働ビッグバン



厚生省の労働政策審議会
労働条件分科会は、昨年
12月27日、労働法制の大改
悪を内容とする労働時間と
労働契約に関する報告を答
申しました。これを受けて、
厚生省は今年の通常国会へ
の労働法制改悪法案の提出
をねらっています。

報告には、「一定の要件」

主張

新聞全教

解説

を満たすホワイトカラー労働者を労働時間規制から除外し、残業代ゼロで何時間も働かせる制度（ホワイトカラーエグゼンプション）や、使用者が一方的に決める就業規則によって賃下げ

ローバル化による外国の企業との競争激化」や「人口減少、少子・高齢化にともなう労働力不足」を口実にして、雇用のルールや働き方を抜本的に見直し、労働法制のいっそうの規制緩和

労働が野放しになる」「労働者の命と健康上重大問題」などの理由で、労働時間規制除外制度などには最後まで反対しました。教員の現行制度では、労基法37条は適用除外となっ

度はありませんが、勤務時間は週40時間と法定され、原則として超過勤務させない建前となっています。使用者である校長には、「労働時間の管理を適正に行う責務」があります。

権利を根こそぎ破壊する はたらくルールの大改悪

など労働条件の改悪を使用者が思うようにできる労働契約法の導入を盛り込みました。一方、「解雇の金銭解決」制度は、今後の検討課題として残されました。

政府・財界は、経済のグ

（労働ビッグバン）を要求しています。しかし、その言いは大企業だけがもうければいいという、財界の身勝手そのものです。

労働条件分科会の労働者委員（連合）は、「長時間

しており、勤務時間外手当は支給されません。しかし、ホワイトカラーエグゼンプションなどの「労働ビッグバン」は教職員にも、重大な影響を与えます。なぜなら、教員には時間外手当制

（全教 吉田正美）

文科省の教員勤務実態調査においても、月平均80時間の超過勤務が明らかになっており、この際限のない長時間過密労働に歯止めをかけ、時間外手当の支給を求めた訴訟などにとりくんでいます。その根拠が失われてしまうことになりません。働くルールをさらに改悪し、労働者の命と健康を破壊する「労働ビッグバン」は絶対に許されません。

（全教 吉田正美）